

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和5年8月17日（令和5年（行情）諮問第711号）

答申日：令和6年7月5日（令和6年度（行情）答申第235号）

事件名：放送法の政治的公平性をめぐる解釈について首相官邸と総務省とのやり取りを記録した文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月2日付け総情放第59号により総務大臣（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本決定において開示された文書以外の文書についても、開示請求文書と特定の上、公開決定することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本決定は、本決定別紙記載19件合計22頁を請求文書と特定し、開示決定を行っている。

本決定に先立ち、審査請求人は、総務大臣の2023年4月3日付「開示決定等の期限の特例規程の適用について（通知）」と題する書面を受領している。本件延長通知によれば、法11条を適用し、開示決定の期限を、2023年4月6日から176日延長し、同年9月29日にするとのことであった。その理由について、「開示決定に係る行政文書が著しく大量であり、かつ、文書の特定及び開示・非開示の審査に時間を要することから、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等することは、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため」としている。

本決定に際し、審査請求人が総務省担当課に問い合わせたところ、本決定において、特定された文書以外の文書は請求対象とはならないとの回答を受け、追って開示決定を行うことはないとの説明を受けた。

このように、本件開示請求については、その開示決定の期限について、法11条1項の30日ではなく、同2項の30日以内の延長でもなく、

同 12 条を適用し、176 日もの超長期に渡り、延長する旨決定されたわけである（原文ママ）。

しかしながら、本決定の開示対象文書は、僅か 22 頁である。本件延長通知では、「開示決定に係る行政文書が著しく大量」、かつ、「文書の特定及び開示・非開示の審査に時間を要する」とあるが、22 頁の文書が著しく大量であるとは到底考えられない。

仮に、22 頁の文書でその開示決定を 60 日以内に行うことが「事務の遂行に著しい支障が生じるおそれ」があるとするならば、総務省は行政遂行能力が他省庁等と比べ著しく劣る、いや殆どないものと言わざるをえない。しかし、そのようなことは到底ありえないものとする。

また、総務大臣が、法 12 条を濫用し、開示決定期限を理由もなく延長した可能性もある。しかしながら、法を所管する総務大臣が、自ら法 12 条を濫用するとも到底考えられない（原文ママ）。

そうであるとすれば、本件延長通知時点では、本決定において特定された文書以外にも開示請求文書が著しく大量に存在したということになるだろう。しかし、本決定の際には、なぜか、その文書は消えてしまったのである。

また、総務省ウェブサイトには、「『政治的公平』に関する行政文書の正確性に係る精査について」（URL 略）及び「『政治的公平』に関する放送法の解釈について（特定内閣総理大臣補佐官関連）」他（URL 略）と題する文書が提示されている。これを見ただけでも、開示請求文書が 22 頁に留まるとは到底考えられない。

このように、本決定は、法 12 条（原文ママ）を適用した上でなされたものであるから、開示請求文書が本決定により特定された文書のみであるということは量的に到底ありえず、また、総務省ウェブサイトにおいても他の開示請求文書の存在が疑わせる記載があることから、本決定は開示請求文書の特定について遺漏したものが相当数あると考えられるので、審査請求の趣旨の通り、それら文書について、開示請求文書と特定した上で、公開決定することを求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の対象となる行政文書

（1）本件開示請求の内容について

別紙の 1 のとおり

（2）原処分について

処分庁は、令和 5 年 5 月 2 日付け総情放第 59 号をもって原処分を行った。

2 審査請求について

審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は以下のとおりであ

る。

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨

(2) 審査請求の理由

上記第2の2のとおり

3 原処分の妥当性について

(1) 原処分における法11条の適用について

審査請求人は、処分庁が法11条の規定を適用し延長を行ったことから、「本決定において特定された文書以外にも開示請求文書が著しく大量に存在」しているものと考え、「本決定の開示対象文書は、僅か22頁」であることをもって審査請求を行っている。

法11条に定める「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」（総務省行政管理局「詳解情報公開法」）ものである。この点について、本件開示請求と同時期において処分庁の担当係は、放送法における政治的公平について、行政文書の開示請求が他にも多く提出されていたこと、国会において多くの質疑等対応が発生したことなどから、繁忙を極めており、これらの業務を行いながら開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあった。このため、本件開示請求は法11条の規定を適用し開示決定等期限を令和5年9月29日まで延長したが、本件開示請求に該当する行政文書22頁を特定し、同年5月2日付けで原処分を行い全ての開示手続を終えることができたものである。なお、審査請求人が主張するような「特定された文書以外にも開示請求文書が著しく大量に存在した」といった事実はない。

(2) 原処分における開示文書について

上記2(2)にあるように、総務省のウェブサイトにおいて「政治的公平に関する文書の公開について」として、放送法の政治的公平に関する解釈について平成26年11月から平成27年5月までの総務省における検討内容を記録した48ファイル、計78頁の文書を公表するとともにこれらの行政文書の正確性に係る精査を行った結果を公表している。この公表資料には本件請求文書に該当する文書も含まれているが、全てがこれに該当するものではない。原処分は、本件請求文書に該当する行政文書として、当該公表資料のうち19ファイル、計22頁を開示した

ものである。

なお、審査請求人の主張する「他の開示請求文書の存在が疑わせる記載」については具体的な根拠に乏しく、78頁の公表資料の中には原処分で開示決定した行政文書の他に本件請求文書に該当するものが存在していることを証明する記載はない。

以上より、原処分は妥当である。

4 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和6年5月31日 審議
- ④ 同年6月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用して開示決定等期限を延長し、本件対象文書を特定し、全部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、諮問庁は上記第3の3(2)のとおり説明するところ、この点について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 開示請求者の請求する行政文書は、別紙の1（本件請求文書）であるところ、総務省のウェブサイトにおいて公表している「政治的公平に関する文書の公開について」として、放送法の政治的公平に関する解釈について平成26年11月から平成27年5月までの総務省における検討内容を記録した行政文書の一部が該当することから、これを開示対象文書として特定したものである。

イ 本件開示請求を受け、行政文書ファイル管理簿を確認したところ、本件に係る開示対象文書以外に開示請求者の請求する行政文書に該当するものは発見されなかったため、本件に係る開示対象文書の特定方法に問題はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、関係部署

の事務室内、書庫及び共有フォルダ内等を改めて探索したが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は発見されなかった。

- (2) 諮問書に添付された実施文書及び上記第3の3(2)記載の総務省のウェブサイトにおいて公表されている48ファイル、計78頁の文書並びに諮問庁から提示された文書管理簿を確認したところ、上記第3の3(2)及び上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、また、審査請求人において、本件対象文書の他に本件開示請求に係る文書が存在する具体的な根拠に関する主張等はなく、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。

上記(1)の探索の方法・範囲等についても、特段の問題は認められない。

そうすると、総務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、総務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

特定政権下で放送法の政治的公平性をめぐる解釈について首相官邸側と総務省側のやりとりを記録した文書（電磁的記録を含む。）

以下、本件請求文書につき補足する。

本件請求文書は、2023年3月2日に特定国会議員が存在を指摘した文書であり、2014年から15年にかけて、当時の官邸幹部らが内閣総理大臣から聞き取ったとされる発言や、総務大臣、特定内閣総理大臣補佐官らの発言とされる内容が記載されているものとされている。

尚、2023年3月2日に特定国会議員が存在を指摘した文書以外に特定政権下で放送法の政治的公平性をめぐる解釈について首相官邸側と総務省側のやりとりを記録した文書がある場合は、それも本件請求文書に含む。

本件請求文書特定のために、特定国会議員が存在を指摘した文書に関わる特定新聞の記事を添付するので参考にされたい。

2 本件対象文書

- 141128 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 141218 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 141225 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150109 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150113 特定内閣総理大臣補佐官室・特定職員からの連絡
- 150115 特定内閣総理大臣補佐官室・特定職員
- 150116 特定内閣総理大臣補佐官レク結果
- 150122 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150129 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150217 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150218 特定内閣総理大臣秘書官レク結果
- 150224 特定内閣総理大臣補佐官説明結果
- 150302 特定内閣総理大臣秘書官レク結果
- 150305 総理レク結果（特定内閣総理大臣秘書官→総務省情報流通行政局長）
- 150306 特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150306 【大臣レク資料】特定内閣総理大臣補佐官メモ
- 150309 総務大臣総理電話会談結果
- 150313 特定内閣総理大臣秘書官からの連絡
- 150324 特定内閣総理大臣補佐官室・特定職員